

宇部市身体障害者補助犬飼育費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号。以下「法」という。)第2条に規定する身体障害者補助犬(以下「補助犬」という。)を飼育する身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者をいう。以下同じ。)に対し、その飼育のために必要な経費の一部を助成することにより、身体障害者の福祉の増進を図るとともに、自立と社会参加を促進することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 補助犬を飼育している者
- (3) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けており、次のいずれかに該当する者。なお、これに準ずる者とは、進行性の病気等で将来的に下記の障害程度を満たすと認められる者等をいう。

ア 盲導犬にあつては視覚障害1級又はこれに準ずる者

イ 介助犬にあつては肢体不自由1級若しくは2級又はこれに準ずる者

ウ 聴導犬にあつては聴覚障害2級又はこれに準ずる者

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、補助犬の飼育に要する費用とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、補助犬1頭につき月額3,000円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、宇部市身体障害者補助犬飼育費助成金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、毎年度、宇部市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 盲導犬にあつては、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第8条第3項の規定により国家公安委員会から指定を受けた法人が発行する盲導犬使用者証の写し、介助犬及び聴導犬にあつては、身体障害者補助犬法施行規則(平成14年厚生労働省令第127号)第9条第5号に規定する身体障害者補助犬認定証の写し

- (2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳の写し

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、宇部市身体障害者補助犬飼育費助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(対象期間等)

第7条 助成金の対象期間は、前条の規定に基づく交付申請を行った月からとし、各年

度4月分から3月分までを年度ごとにまとめて交付するものとする。ただし、第2条の規定に該当しなくなった場合の助成金の対象期間は、当該月の属する月までとし、当該月以降に交付する。

(助成金の請求)

第8条 第6条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該年度の3月1日から3月末までに宇部市身体障害者補助犬飼育費助成金交付請求書（様式第3号）を領収書又は支出を証するものの写しを添えて、市長に提出しなければならない。なお、年度途中で対象者でなくなった者については、その事由が発生したときに、遅滞なく提出するものとする。ただし、特別な事情があるものとして市長が認めた場合については、この限りでない。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の請求を受けたときは、内容を審査の上、交付決定者に速やかに助成金を交付するものとする。

(届出義務)

第10条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく宇部市身体障害者補助犬飼育費助成金交付変更（取下）届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(1) 第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき

(2) 第5条に規定する申請事項に変更があったとき

(助成金の取消又は返還等)

第11条 市長は、この要綱による助成金を受けた交付決定者が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該助成金の交付決定を取消し、又はすでに交付した助成金の金額若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽又は不正な行為により助成金の交付を受けたとき

(2) この要綱に違反したとき

2 市長は、前項の規定により助成金の返還を命ずるときは、宇部市身体障害者補助犬飼育費助成金返還命令書（様式第5号）により通知し、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 宇部市身体障害者補助犬飼育費助成金交付要綱第7条の規定にかかわらず、令和3年6月30日までに交付申請をした者は、令和3年4月分から助成金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。